

補助事業評価シート

補助事業名	精神障害者施設整備助成	所管部課	健康部 保健予防課	事業開始年度	19 年度
根拠法令(要綱)等	新宿区精神障害者社会復帰施設に係る施設整備等補助金交付要綱				
19年度決算額 補助率	10,000,000 円 10/10 (限度額あり)	補助対象団体(者)	社会福祉法人結の会 NPO法人新宿西共同作業所ラバンス		
補助することで達成しようとしている区の目的	障害者自立支援法のサービス提供基盤の整備を促進します。				
団体(者)に対する直接の助成目的	新体系サービスの移行に伴う初期経費の助成を行います。				
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 新規事業移行計画書 将来2年間の収支計画書 補助事業に係る事業計画書 施設整備・設備整備所要経費及び内訳書 18年度法人決算書及び貸借対照表	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 補助事業の決算報告書		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等) 1新体系事業の施設・設備に関する基準に適合する施設整備が事業計画に反映されているか 2新体系事業の運営に欠かせない設備整備が事業計画に反映されているか 3実施するサービスが、障害者にとって良質のサービスでありニーズに対応しているか 4経営の理念を持ち、安定的事業運営が期待できる収支計画がなされているか 上記4点を提出書類に基づき区職員が審査します。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) 1新体系事業の施設及び設備に関する基準に適合する整備が達成されているか 2新体系事業の運営に必要な設備、機器、備品が充足されているか 上記2点を提出書類に基づき区職員が審査します。		
今後の課題	精神障害者の各施設は、障害者自立支援法の施行に伴い経過期間中の新体系事業移行が求められています。経過期間終了(平成22年度中)までの間、この補助を継続し事業移行を推進していきます。新体系移行を初期経費の支援だけでなく、事業運営や事業計画などソフト面での支援も強化し、旧制度からの移行を推進し、法に基づくサービス提供基盤の整備が必要です。				
補助金の評価	<p>総合評価(A・B・C・D)とその理由</p> <p>この補助金の総合評価はBです。 理由は、この助成を活用し、新体系事業への移行が進んでいるからです。</p> <p>区と補助対象者との役割分担 区は、事業移行に必要な初期経費の助成し、財政基盤の脆弱な事業者を支援し新体系事業の基盤整備を推進します。事業者は、利用者本意で自立を支援するサービスを安定的に提供します。</p> <p>目標の設定 区内の小規模通所授産施設等が新体系事業へ移行することを目指すもので、目標は適切です。 経験と実績をもつ事業所が法に基づくサービス提供基盤になるため、適切な助成です。</p> <p>代替手段・効率性 この補助制度は、利用者や地域の方々に親しまれ理解を得ている事業者が、これまで蓄積したノウハウを活用して新体系事業を展開することを促進しており、費用対効果からみて効果的・効率的といえます。</p> <p>目標の達成状況 2事業所が、施設整備を完了しました。</p>				
今後の改革方針	本補助事業は、新体系移行の経過期間(法施行後5年間)の平成22年度まで継続します。なお、区内全ての精神障害者共同作業所、小規模通所授産施設及び通所授産施設が新体系事業へ移行した時点で、本補助は終了します。				